誓　約　書

【遵守事項】

１　接種を行う者は、当該認定農場の登録飼養衛生管理者に限ります。

２　家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施します。

３　作業手順書を作成し、その内容に従いワクチン接種を行います。

４　当該認定農場以外での接種及びワクチンの引き渡しを行ないません。

５　配分されたワクチンは、本剤の添付文書に従い使用するまで適切な温度で冷蔵保管します。また、本剤の外観又は内容に異常を認めたもの、適切な温度で保管されなかったものなどは使用しません。

６　ワクチンの管理は適切に実施し、必要以上の数量を保管しません。

７　豚熱ワクチン接種票で指示された内容を遵守し接種します。

８　ワクチン接種時のマーキング及び接種豚等の移動に係る標識については、国の指針等に従います。

９　ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用します。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とします。

10　接種票の実施期間で必要な豚熱ワクチン以外の豚熱ワクチンは、開封、未開封等の瓶の状態に関わらず、当該瓶の残量を含め全て家畜保健衛生所長へ返却します。その際、消毒を確実に行ったのちに返却します。

11　ワクチン接種実施状況を把握するため、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録し、ワクチン接種実施状況を適切に把握します。

12　法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告します。

13　追加接種は、熊本県が行う免疫付与状況確認検査の結果、熊本県からの指示があり、家畜防疫員又は知事認定獣医師から接種票の交付を受けた場合のみ実施します。

私は、上述の事項について遵守します。

遵守できなければ、登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定取り消しになることを了承します。

年　　月　　日

代表者氏名※１、２

(法人等の場合は法人等の所在地、名称、代表者の役職及び氏名)

熊本県知事　様

※１ 代表者以外に熊本県登録飼養衛生管理者名簿への登録を希望する者が複数いる場合は、別紙に一覧表を添付すること。

※２ 登録飼養衛生管理者の追加分については、本書を別途提出すること。